

土岐市耐震診断費補助事業・耐震補強工事費補助事業

平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震では、阪神・淡路大震災と同様に多くの住宅・建築物が倒壊もしくは一部損壊し、新耐震基準が導入された昭和56年以前の古い木造住宅が特に大きな被害を受けました。「いつ発生してもおかしくない。」と言われている南海トラフの巨大地震及び活断層による内陸直下型地震に対して、木造住宅の耐震性の向上は、地震対策を行う上で必要不可欠です。

この事業は、地震に強い安全な街づくりを目指すために、以下の条件に該当する建築物の耐震化を支援します。

◎土岐市 木造住宅無料耐震診断事業

以下の各号に該当する木造住宅が対象となります。増築されている場合は、対象外となることがあります。対象となる住宅の所有者で、市税を滞納していない方が対象となります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅
(専用住宅又は延べ床面積の過半の部分が、住居の用に供される住宅)
 - (2) 在来の軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による木造住宅
 - (3) 3階建て以下の住宅

■ 事業の内容

市が岐阜県木造住宅耐震相談士を派遣して耐震診断を行います。受診者の費用負担はありません（申込書類の中に一部費用のかかるものがあります）。



- ◆募集件数 先着14件
 （※募集件数には限りがあります。お早目に申し込み下さい。）
- ◆募集期間 5月20日（月）から12月27日（金）まで
- ◆申し込み 市税完納証明書（市役所1階の税務課で発行します。証明費用で300円必要です）を持
 参し、市役所3階の都市計画課の窓口までお越し下さい。窓口で申込書（対象住宅の建築
 年や面積を記入する欄がありますので、事前にご確認願います）の記入と、簡易な耐震診
 断を行っていただきます。

◎土岐市 建築物耐震診断費補助事業

以下の各号に該当する建築物（木造住宅及び木造集会所を除く）が補助対象となります。増築されている場合は、対象外となることがあります。対象となる建築物の所有者で、市税を滞納していない方が対象となります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物（木造住宅及び木造集会所を除く）
 - (2) 平成18年国土交通省告示第184号の別添第1に基づき耐震診断が実施される建築物
 - (3) 耐震診断の結果が専門機関等に諮られる建築物（一定の構造・規模以上の建築物に限る）

■ 補助金額

耐震診断にかかる経費の3分の2以内で、限度額は以下のとおりとなります。

建物区分	補助金額の限度額
一戸建て以外の建築物	100万円 ※面積による上限あり
一戸建て住宅 (木造住宅を除く)	90,000円

- ◆募集件数 補助金額の合計が、予算額を超えるまで
 （※募集件数には限りがあります。お早目に申し込み下さい。）
- ◆募集期間 5月20日（月）から11月29日（金）まで
- ◆申し込み 申請に必要な書類を整えて、市役所3階の都市計画課の窓口までお越し下さい。

◎土岐市 木造住宅耐震補強工事費補助事業

無料耐震診断の対象要件(※)に加え、以下の各号に該当する木造住宅の耐震補強工事が対象となります。増築されている場合は、対象外となることがあります。対象となる住宅の所有者で、市税を滞納していない方が対象となります。

※一戸建て住宅だけでなく、木造の長屋及び共同住宅も補助事業の対象となります。

- (1) 岐阜県木造住宅耐震相談士が設計及び工事監理を実施する耐震補強工事
- (2) 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満とされた木造住宅について、補強後の評点が 1.0 以上となる耐震補強工事。ただし、地震時に転倒のおそれのある家具等の転倒防止対策を実施する場合、上記の評点「1.0」を「0.7」とする耐震補強工事でも可。

■ 補助金額

耐震補強工事対象経費(耐震補強工事と設計・工事監理にかかる経費)を基に以下のとおり算出します。

・建物評点が 1.0 以上となる耐震補強工事

耐震補強工事対象経費	助成金額
120 万円以下	耐震補強工事費の 40% + 耐震補強工事対象経費の 50%
120 万円超え	耐震補強工事費の 40% + 60 万円 (限度額 1,100,000 円)

・建物評点が 0.7 以上となる耐震補強工事

耐震補強工事対象経費	助成金額
120 万円以下	耐震補強工事対象経費の 61.5%
120 万円超え	耐震補強工事対象経費の 11.5% + 60 万円 (限度額 840,000 円)

- ◆募集件数 補助金額の合計が、予算額を超えるまで
 (※募集件数には限りがあります。お早目に申し込み下さい。)
- ◆募集期間 5月20日(月)から11月29日(金)まで
- ◆申し込み 申請に必要な書類を整えて、市役所3階の都市計画課の窓口までお越し下さい。

◎土岐市 木造集会所耐震診断費補助事業

以下の各号に該当する木造集会所が補助対象となります。増築されている場合は、対象外となることがあります。集会所を管理する地域の代表者が対象となります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された災害時に地域の一時避難所となりうる木造の集会所施設
- (2) 岐阜県木造住宅耐震相談士が実施要綱に定めたマニュアルに基づき行う耐震診断。

■ 補助金額

耐震診断に要した費用の額(消費税額を除く)で限度額は9万円です。(面積による上限あり)

- ◆募集件数 補助金額の合計が、予算額を超えるまで
 (※募集件数には限りがあります。お早目に申し込み下さい。)
- ◆募集期間 5月20日(月)から11月29日(金)まで
- ◆申し込み 申請に必要な書類を整えて、市役所3階の都市計画課の窓口までお越し下さい。

※申し込み、問い合わせ先

土岐市役所 建設水道部 都市計画課 建築係
電話番号：(代表)0572-54-1111 (内線)541
(ダイヤルイン)0572-54-1165